

(別紙)

一部事務組合等の許認可の基準

知事は、その権限に属する一部事務組合等の設置等に係る許認可について、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認める場合を除き、許認可等を行うものとする。

第1 組合の設置の許可

1 一部事務組合の設置の許可（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第284条第2項関係）

- ① 法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 規約の内容が違法であること。
- ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、共同処理することが著しく不適當であると認められる事務を処理するものであること。

2 広域連合の設置の許可（法第284条第3項関係）

- ① 法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 規約の内容が違法であること。
- ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、広域にわたり処理することが著しく不適當であると認められる事務を処理するものであること。

3 全部事務組合の設置の許可（法第284条第5項関係）

- ① 法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 規約の内容が違法であること。
- ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、町村の事務の全部の共同処理が著しく不適當であると認められること。

4 役場事務組合の設置の許可（法第284条第6項関係）

- ① 法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 規約の内容が違法であること。
- ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、役場事務の共同処理が著しく不適當であると認められること。

第2 組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可（法第286条第1項関係）、広域連合を組織する地方公共団体の数の増減の許可（法第291条の3第1項関係）、全部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可（法第291条の14第1項関係）、役場事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可（法第291条の15第4項において準用する第286条第1項関係）

- ① 法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、組合を組織する地方公共団体の数を増減することが著しく不適當であると認められること。

第3 組合が処理する事務の変更の許可

一部事務組合が共同処理する事務の変更の許可（法第286条第1項関係）、広域連合が処理する事務の変更の許可（法第291条の3第1項関係）、役場事務組合が共同処理する事務の変更の許可（法第291条の15第4項において準用する第286条第1項関係）

- ① 法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、処理する事務の変更が著しく不適當であると認められること。

第4 組合の規約の変更の許可

一部事務組合の規約の変更の許可（法第286条第1項関係）、広域連合の規約の変更の許可（法第291条の3第1項関係）、全部事務組合の規約の変更の許可（法第291条の14第1項関係）、役場事務組合の規約の変更の許可（法第291条の15第4項において準用する第286条第1項関係）

- ① 法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適當であると認められること。

第5 組合の解散の許可

広域連合の解散の許可（法第291条の10第1項関係）、全部事務組合の解散の許可（法第291条の14第3項関係）

- ① 法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、組合の解散が著しく不適當であると認められること。

第6 地方開発事業団に係る認可の基準

1 地方開発事業団の設置の認可（法第298条第2項関係）

- ① 法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 規約の内容が違法であること。
- ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、地方の総合的な開発計画に基づく事業を地方開発事業団に委託して総合的に実施することが、著しく不適當であると認められること。

2 地方開発事業団の設置団体の数の増減の認可（法第298条第2項関係）

- ① 法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、地方開発事業団の設置団体の数を増減することが著しく不適當であると認められること。

3 地方開発事業団の規約の変更の認可（法第298条第2項関係）

- ① 法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適當であると認められること。